令和８年（フ）第１３０号
愛媛県西条市神拝乙127番地23　フィネス御殿前通り306、開始決定時の住所愛媛県松山市土居田町636番地１　グランドアーク土居田102号
破産者　山内　華奈
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９０号
愛媛県松山市南斎院町946番地１　シャルル南サヤ201号
破産者　武智　朱美
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７９９号
熊本市中央区水前寺３丁目17番６号
破産者　富安慎太郎
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２８９号
仙台市宮城野区中野１丁目８番地の３　ピースワン福室101
破産者　小松　容子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３０５号
仙台市宮城野区栄４丁目16番13号　レジデンス結城102
破産者　菅沼　　舜
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４２４号
仙台市青葉区中江１丁目23番４号
破産者　前野　春香
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５２９号
仙台市泉区泉中央３丁目30番地の２　ＢＩＬＬブラウ303
破産者　有馬　明輝
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５３６号
仙台市青葉区吉成台１丁目９番12号　ベルクレール102
破産者　内館ちか子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５５３号
宮城県塩竈市南錦町11番45号
破産者　北川　智宏
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５６５号
仙台市宮城野区幸町２丁目５番35―401号、従前の住所仙台市太白区中田町字二軒橋25番地の１　ラ・トゥール603
破産者　高橋　秀彦
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６０４号
仙台市太白区若葉町11番２号　ニューリーブスＡ201
破産者　熊谷七海渡
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６３５号
仙台市太白区南大野田35番地の17　ルミエールコートＶ―108
破産者　青木　亮太
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６６２号
仙台市宮城野区原町３丁目５番20―301号
破産者　野村　亮太
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３５号
山形県鶴岡市大部町３番８号、前住所千葉県習志野市屋敷３丁目５番14号　ルミエール大久保202号
破産者　千代森　聖
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第３９号
山形県鶴岡市宝田二丁目９番86―13号
破産者　新舘　聖彦
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第７４２号
神奈川県大和市深見西２丁目３番６号　サンクレスト大和Ⅱ―101号
破産者　佐々木大地
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１号
神奈川県平塚市公所468番地の１　ファミーユ吉野202号
破産者　大木　　翔
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２７６号
神奈川県伊勢原市岡崎6901番地の８　エクセルＭＩＴＡＫＥ201号
破産者　下山　智史
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部